

課 軽 4 - 5
令和4年10月4日

全国間税会総連合会
会長 片岡 直公 様

国税庁課税部
軽減税率・インボイス制度対応室長
下野 哲史

適格請求書発行事業者の登録申請書の変更について

平素より税務行政につきまして、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年9月20日（火）より、e-Taxにおいて令和4年度税制改正内容を反映した「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下、「新様式」といいます。）の提出が可能となっておりますが、引き続き、令和4年度税制改正反映前の「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下、「旧様式」といいます。）にて提出されている方が多く見受けられます。

新様式と旧様式では、記載項目に違いがあることから、旧様式にてご提出いただいた場合には、当庁から記載内容の確認など申請者様への追加的なご対応をお願いしている場合がございます。

つきましては、今後は新様式による提出にご協力いただきますよう、下記に掲げる事項について、会員の皆様への周知をお願い申し上げます。

また、10月11日（火）以降は、e-Taxにおける旧様式の提出はできなくなりますので、この点についても併せて周知いただくよう、お願い申し上げます。

記

○ 新様式による登録申請書の提出のお願い

本年9月20日（火）より、e-Taxにおいて新様式の提出が可能となっております。

今後、登録申請書を提出される場合には、新様式をご利用くださいますようお願いいたします。

また、e-Taxにおける旧様式の提出については、10月11日（火）8時30分以降受け付けできなくなりますので、ご注意願います。

《ご参考》

- ・ 「適格請求書発行事業者の登録申請書」
国税庁ホームページ「適格請求書発行事業者の登録申請手続（国内事業者用）」



- ・ 旧様式から新様式の変更点
国税庁ホームページ「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する申請書等の様式の制定について（法令解釈通達）」



○ 登録申請書の処理期間について

最新の登録申請書の処理期間については、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」のトップページからご確認いただけます。

9月30日時点においては、e-Tax 提出の場合は約3週間、書面提出の場合は約1か月半の処理期間を要しております。



お知らせ

掲載日：令和4年10月4日

e-Taxで適格請求書発行事業者の登録申請書を提出される方へ

e-Taxで適格請求書発行事業者の登録申請書を提出される方へのお知らせです。

適格請求書発行事業者の登録を受けようとする場合に提出が必要な「適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)及び(国外事業者用)」については、令和4年9月20日(火)以降、令和4年度税制改正内容を反映した「新様式」の送信が可能となりました。

なお、これまで令和4年度税制改正内容が反映されていない「旧様式」による送信も可能としておりましたが、**令和4年10月11日(火)以降、「旧様式」で送信できないこととなります**(※1)ので、現在ご利用のベンダーソフトやe-Taxソフト(※2)などについては、「新様式」に対応したソフトウェアのダウンロードやバージョンアップをした上でご提出ください。

(※1)即時通知にエラーが表示されます。

(※2)e-Taxソフト(WEB版)、e-Taxソフト(SP版)をご利用の方は、そのままご利用ください。

(新)変更点は矢印部分

(旧)

第1-(2)号様式

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合に使用します。

住所又は居所 (フリガナ) (〒) (法人の場合のみ公表されます)
 本店又は支店 (フリガナ) (電話番号)
 納税地 (フリガナ) (電話番号)
 氏名又は名称 (フリガナ)
 (法人の場合) 代表者氏名
 法人番号

税務署長殿

この申請書に記載した次の事項 (印欄) は、適格請求書発行事業者を登録後に記載されることにも、国税庁ホームページで公表されます。

1 申請者の氏名又は名称
 2 法人 (人格のない法団等を除く) については、本店又は支店たる事務所の所在地
 なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
 また、常用漢字等を使用し公表します。申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。

この申請書を出す時点において、該当する事業者の区分に応じ、□に印を付してください。
 ※ 次項 (登録条件中の個別) 欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次項 (免税事業者の個別) 欄に記載してください。(印しは任意です。)

課税事業者 (新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。)

免税事業者 (新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。)

事業者区分 新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等

事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする事業者
 ※ 課税期間の初日が令和5年9月30日以前の場合の登録年月日は、令和5年10月1日となります。

上記以外の課税事業者

上記以外の免税事業者

課税期間の初日 年 月 日 令和 年 月 日

税理士署名 (電話番号)

整理番号 申請年月日 年 月 日 通 値 日 付 印 簿
 入力処理 年 月 日 番号 種別 済 未済 個人番号カード/通関カード/運転免許証
 登録番号 T

注意
 1 登録要領等に留意の上、記載してください。
 2 印刷済用紙は、記載しなくても構いません。
 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書 (次項)」を併せて提出してください。

第1-(2)号様式

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

この申請書は、令和五年十月一日から令和六年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

住所又は居所 (フリガナ) (〒) (法人の場合のみ公表されます)
 本店又は支店 (フリガナ) (電話番号)
 納税地 (フリガナ) (電話番号)
 氏名又は名称 (フリガナ)
 (法人の場合) 代表者氏名
 法人番号

税務署長殿

この申請書に記載した次の事項 (印欄) は、適格請求書発行事業者を登録後に記載されることにも、国税庁ホームページで公表されます。

1 申請者の氏名又は名称
 2 法人 (人格のない法団等を除く) については、本店又は支店たる事務所の所在地
 なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
 また、常用漢字等を使用し公表します。申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。

この申請書を出す時点において、該当する事業者の区分に応じ、□に印を付してください。
 ※ 次項 (登録条件中の個別) 欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次項 (免税事業者の個別) 欄に記載してください。(印しは任意です。)

課税事業者 (新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。)

免税事業者 (新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。)

事業者区分 新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等

事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする事業者
 ※ 課税期間の初日が令和5年9月30日以前の場合の登録年月日は、令和5年10月1日となります。

上記以外の課税事業者

上記以外の免税事業者

課税期間の初日 年 月 日 令和 年 月 日

税理士署名 (電話番号)

整理番号 申請年月日 年 月 日 通 値 日 付 印 簿
 入力処理 年 月 日 番号 種別 済 未済 個人番号カード/通関カード/運転免許証
 登録番号 T

注意
 1 登録要領等に留意の上、記載してください。
 2 印刷済用紙は、記載しなくても構いません。
 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書 (次項)」を併せて提出してください。

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書 (次葉)

【2/2】

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する機会に限り適用します。

該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。

免 税 事 業 者 の 確 認

□ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第4条第4項の規定の適用を受けようとする事業者
※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。

氏名又は名称	
個人番号	法人番号
生年月日(個人)又は設立年月日(法人)	1期納・2水正・3昭和・4平成・5令和
事業内容等	課税期間の初日
	※ 令和5年10月1日から令和6年9月30日までの間のいずれかの日

登録要件の確認

□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者

課税事業者です。
※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者」の属性欄のいずれかかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。
納税管理人を定める必要のない事業者です。
(「はいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)

消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。
(「はいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)

その執行を終わったり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過して

参 考 事 項

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書 (次葉)

【2/2】

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する機会に限り適用します。

該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。

免 税 事 業 者 の 確 認

□ 令和5年10月1日からの属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第4条第4項の規定の適用を受けようとする事業者
※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。

氏名又は名称	
個人番号	法人番号
生年月日(個人)又は設立年月日(法人)	1期納・2水正・3昭和・4平成・5令和
事業内容等	課税希望日
	※ 令和5年10月1日から令和6年9月30日までの間のいずれかの日

登録要件の確認

□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者

課税事業者です。
※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者」の属性欄のいずれかかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。
納税管理人を定める必要のない事業者です。
(「はいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)

消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。
(「はいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)

その執行を終わったり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過して

参 考 事 項

登録希望日

納税管理人間関係